

第1章

緑の基本計画の位置付け



第1章 緑の基本計画の位置付け

1. 緑の基本計画の位置付け

(1) 木津川市緑の基本計画とは

「木津川市緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づいて策定するものであり、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として定めるものです。

旧木津町、旧加茂町、旧山城町のそれぞれで緑の基本計画が策定されていましたが、今回、合併後の木津川市としてはじめて策定することとなります。

木津川市緑の基本計画は、国土利用計画、第1次木津川市総合計画に即し、かつ第1次木津川市都市計画マスタープランに適合しつつ、都市計画区域の整備開発等に関する関連計画との連携を図りながら策定する計画です。

① 緑の基本計画の対象範囲

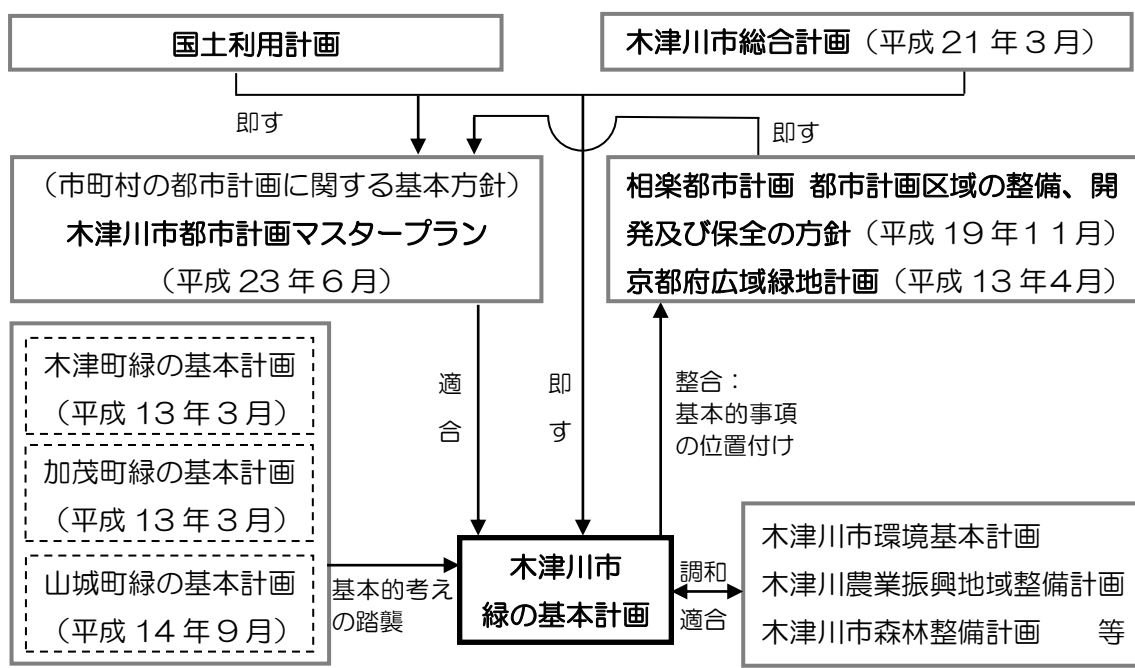
緑の基本計画の対象範囲は主として「都市計画区域」であるため、数値目標や公園配置計画などは都市計画区域を対象としますが、緑に関する基本方針は木津川市全域を対象とします。

② 緑の基本計画の計画目標年度

計画は中長期的な視点にたって策定しますが、計画を効果的に進めるため、数値などの目標年度は、平成35年度とします。

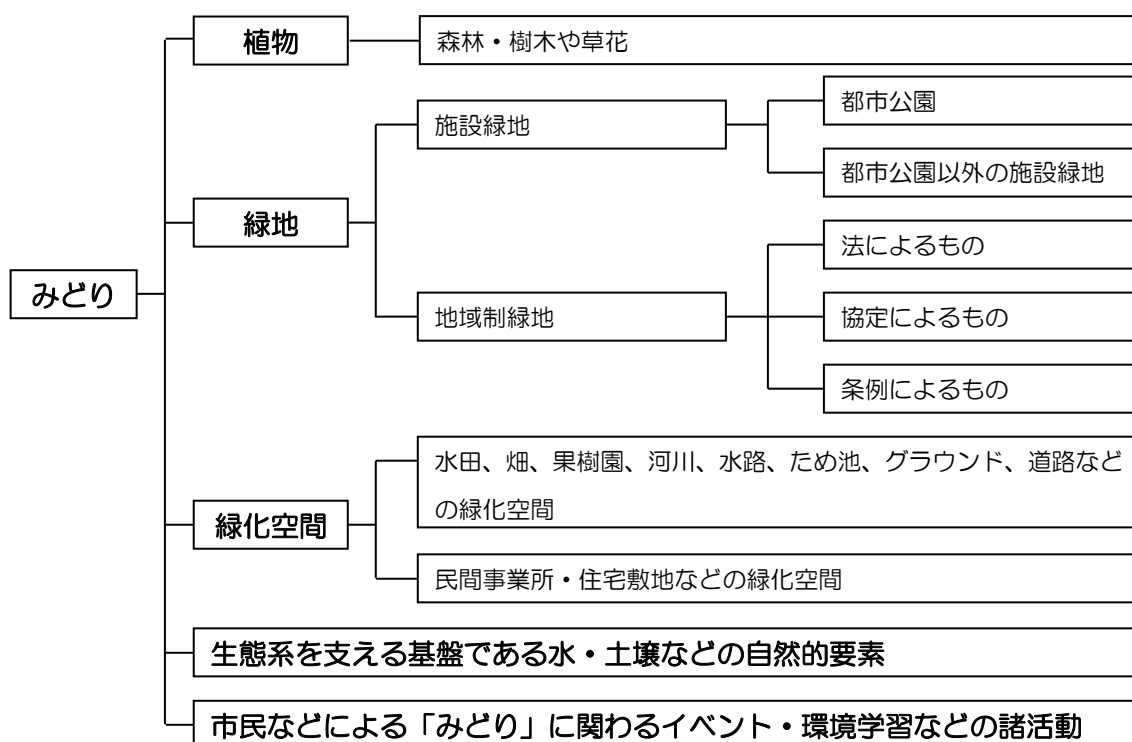
(2) 木津川市緑の基本計画の位置付け

木津川市緑の基本計画の位置付けは、以下の表のとおりです。



(3) 計画の対象とする「みどり」

本計画で対象とする「みどり」は、森林・樹木や草花などの植物としての緑のほか、公園・緑道などの緑地、水田・畑・果樹園などの農地、河川・水路・ため池などの水辺、空地・グラウンドなどの緑化空間に加え、水や土壌などの自然的要素を含むものを対象とします。また、「みどり」を守り育てるための啓発活動や環境教育、協働による「みどり」のまちづくり活動なども本計画の対象とします。



(4) 緑地の定義

「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地、若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独、若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものであり、以下のように分類されます。

施設緑地	都市公園	都市公園法で規定するもの 例 街区公園、近隣公園、地区公園、都市緑地 等
	都市公園以外	公共施設緑地 都市公園以外の公有地、又は公的な管理がされており、公園緑地に準ずる機能をもつ施設 例 都市公園、国民公園を除く公共空地 自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路 河川緑地、児童遊園 公共団体が設置している運動場やグラウンド 屋外レクリエーション施設 等
		民間施設緑地 民有地で公園緑地に準ずる機能を持つ施設の内、公開しているもの、500㎡以上の一団となった土地で、建ぺい率が概ね20%以下であるもの、永続性が高いもの 例 寺社境内地 開放している企業グラウンド 民間の屋上緑化の空間 ため池 等
地域制緑地	法によるもの	風致地区（都市計画法） 生産緑地地区（生産緑地法） 自然公園（自然公園法） 農業振興地域・農用地区域（農業振興地域整備法） 河川区域（河川法） 保安林区域（森林法） 地域森林計画対象民有林（森林法） 指定文化財（文化財保護法） 等
	協定によるもの	緑地協定（都市緑地法）、景観協定で緑地にかかる事項を定めているもの（景観法）
	条例等によるもの	条例・要綱・契約・協定等による緑地の保全地区や緑化の協定地区、樹林地の保存契約、協定による工場植栽地、国、府や市町村指定の文化財で緑地として扱えるもの 等

(5) 都市における緑の役割

緑は私たちが快適な生活を営む上で重要であり、以下のような役割があります。

①人と自然が共生する都市環境を確保します（環境保全）

樹木等の植物は、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象等により悪化する都市気象や騒音、振動の緩和等の機能を有しています。また、都市内の樹林地や河川等の水辺地は、野生生物の生育地・生息地として生態系を構成し、郊外から清涼な風を都市に送り込む「風の道」を形成するなど、人と自然が共生する都市環境を形成しています。

②潤いのある美しい景観を形成します（景観形成）

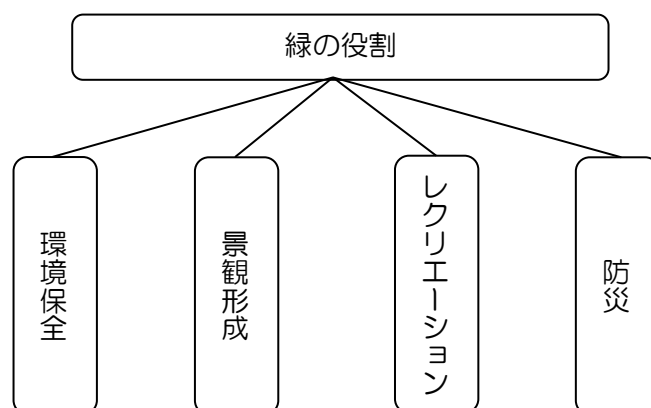
緑は地域の気候、風土に応じて特徴のある多様性を有しており、四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観を創出することにより、人々の生活にゆとりと潤いをもたらします。緑を適切に活かすことにより、個性と魅力ある地域づくりを進めることができます。

③余暇需要の変化に対応した余暇空間を確保する（レクリエーション）

経済社会の発展に伴い、人々の余暇需要が多様化しています。緑の機能は、人々の余暇需要の変化に対応し、自然とふれあう質の高い余暇空間の確保を可能にします。

④都市の安全性・防災性を高めます（防災）

地震や水害等の災害が頻発する中、災害に強いまちづくりが求められています。緑は、災害の防止や被害の緩和、避難地などの都市の安全性・防災性を高める機能を有しています。



2. 上位・関連計画

上位計画の方向として、又、市のまちづくりのテーマとして、水（木津川を骨格とした河川など）、緑（周辺の山々、新市街地を含めた公園・緑地、農地）、歴史（古代からの歴史的文化遺産）の活用・保全及びネットワーク形成を目指しています。

木津川市総合計画（平成 21 年 3 月）

○将来像：「水・緑・歴史が薫る文化創造都市～ひとが輝き ともに創る 豊かな未来～」

○人口目標：平成 30 年・8 万人、将来的に「10 万人都市」を目指す

○まちづくり施策

■個性を活かした魅力ある地域文化の創造

- ・水・緑・歴史のネットワークづくり

（水・緑・歴史のネットワークの構築/木津川や旧奈良街道、旧伊賀街道等の保全と活用）

■環境と調和した持続可能なまちの創造

- ・身近な自然の保全と活用

（木津川や山々の緑の保全と育成/宅地内緑化の推進/公園緑地等の整備/農地の保全活用）

木津川市都市計画マスタープラン（平成 23 年 6 月）

○都市計画の目標：「人、自然、文化 調和と発展のまち・木津川市」

○人口目標：平成 32 年・7.5 万人、その後「10 万人都市」を構築

○都市計画の方針

■都市・自然環境及び歴史的文化遺産の方針

- ・緑とうるおいのある公園・緑地の整備
- ・山々の緑の保全と農地の保全・活用
- ・都市施設の緑化推進
- ・河川の水辺環境の保全・活用と水質保全
- ・環境負荷を低減する生活環境づくり
- ・自然と歴史的文化遺産の保全・活用

京都府広域緑地計画（平成 13 年 4 月）

○目標：「京からやさしい環境づくり～人と水とみどりの共生～」

○方針 ①都市公園、水辺等の整備促進（1 人当たり公園面積 7.6 m²→15 m²）

②自然環境、自然景観の保全（自然公園 8,702ha を倍増）

③都市緑化の推進（住民らの積極的参加）

④水と緑のネットワーク形成（自然歩道、自転車での連携 786km→1,000km）

○相楽地域の施策

■「新都市のみどりあふれる環境の形成と、豊かな水辺とみどりを活用した自然レクリエーションゾーンの形成」をテーマとする水とみどりの施策を進めます。